

ホームヘルプサービスみその重要事項説明書 (訪問型サービス)

(1) 施設経営法人

法人名 社会福祉法人 本永福社会
法人所在地 広島県東広島市高屋町高屋堀3486番地
電話番号 082-434-0455
代表者名 理事長 本永 史郎
設立年月日 昭和46年5月26日

(2) 事業所の名称及び所在地

事業所の名称 ホームヘルプサービスみその（訪問介護）
事業所の所在地 広島県東広島市高屋町高屋堀3486番地
電話番号 082-434-0455 FAX番号 082-434-0465
施設長名 本永 史郎
開設年月日 平成7年4月3日
施設理念 『暮らし快適! 笑顔満開!』

(3) 事業の目的及び運営の基本方針

ホームヘルプサービスみそのの行う総合事業における訪問型サービスは、要介護認定で要支援1又は要支援2と判定された方及び基本チェックリストにより事業対象者と判断された方に対し、可能な限りご自宅で自立した日常生活が送れるよう日常生活上の支援をすることにより、ご利用の方の介護予防と自立支援を目的としています。

サービスを提供する上での基本方針は以下のとおりです。

1. ご利用の方及びご家族にサービス内容等について説明し、文書により同意を得たうえでサービスを提供します。
2. ご利用の方のサービス利用目的、地域包括支援センターによって作成された介護予防ケアマネジメントに沿って心身の状況等に応じた介護予防サービス計画を作成し、計画に添ったサービスを提供します。
3. サービスの提供にあたっては、ご利用の方の人格を尊重し、常にお客様の立場にたったサービス提供に努めます。
4. 地域との結びつきを重視し、東広島市、他のサービス、医療機関等との連携を密にし、より良いサービスが提供できるよう努めます。
5. サービス利用状況や個人情報などのお客様に関する情報を、許可なく他にお知らせすることはありません。

(4) 職員の職種、員数及び職務内容について

当事業所には、以下の職員に従事させます。

1. 管理者 1名（常勤）
職員及び業務全般の管理を行います。

2. サービス提供責任者 2名 (常勤兼務)
サービス計画の作成および利用の調整、ホームヘルパーの技術的指導等サービス内容の管理を行います。
3. ホームヘルパー 5名以上 (常勤専従・非常勤専従)
ご利用の方に、ホームヘルプのサービスを提供します。

(5) 営業日及び営業時間について

営業日及び営業時間は下記のとおりとさせていただきます。

1. 営業日 毎日
2. 営業時間 0時00分から24時00分

ただし、業務の都合等により休業させていただく場合がございます。

(6) サービスの内容について

ホームヘルプサービスみそのでは以下のサービスを行います。

1. 身体介護サービス
2. 生活援助サービス
3. その他相談等のサービス

上記以外に本事業で対応できない内容については、保険外サービスを行います。

(7) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

1. 医療行為
2. 利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
3. 利用者の家族に対する訪問介護サービスの提供
4. 飲酒及ご利用者様もしくはその家族の同意なしに行う喫煙
5. 利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
6. その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(8) 利用料等について

利用料等については別表のとおりです。

所得の状況に応じて、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の適用を受けることができます。

(10) の通常の送迎実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の送迎実施地域を越えた地点から路程1kmあたり30円を実費として徴収致します。

(9) 料金のお支払方法について

利用料の請求期間は毎月御利用の初日から最終日までとします。

お支払いにつきましては、当該利用月の翌月15日にお預りしている預り金からのお支払、または、お客様の指定する口座からの引き落とし、もしくは現金でのお支払のうちから

お選びいただき、お支払い下さい。（ただし、指定する金融機関が銀行の場合は20日の引き落としになります。また、振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。）

(10) 通常サービス提供地域について

通常サービスエリアは東広島市高屋町・西条町・八本松町・志和町・河内町・福富町とさせていただきます。

ただし、その他の地域にお住まいの方にも御利用いただけます。

(11) サービスのご利用契約について

1. サービスのご利用にあたり、利用契約を結んでいただきます。契約の有効期間は要支援の方は要支援認定の有効期間と同じ、事業対象者の方は対象期間ですが、利用の要件が満たされていれば、自動的に更新します。
2. サービス利用契約は、理由の如何を問わずいつでも解除することができます。
3. 以下の場合は、ご連絡がなくとも契約は自動的に終了します。
 - ① 小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護等の入所サービスに入所したとき
 - ② 死亡または介護保険の被保険者資格を喪失した場合
4. 以下の場合は、事業所から通知の上契約を解除する場合があります。
 - ① サービスの利用料金を6か月以上滞納し、支払いを催告したにもかかわらず、10日以上ご入金がない場合
 - ② 他のサービス利用者や職員に対する著しい迷惑行為のために、サービスを継続することが困難な場合
 - ③ やむを得ず事業所を縮小または閉鎖する場合

(12) サービスご利用にあたっての留意点

1. ご利用にあたっては、介護保険被保険者証を確認させていただきます。
2. 利用予定日に、ご利用にならない場合はお早めにご連絡ください。
3. 利用当日、体調等で普段と違う状況に気づかれた場合は、送迎の職員にお申し付けください。
4. 伝染性疾患または感染のおそれがある疾患と診断されている方は、ご利用をおことわりすることがあります。治癒後は、かかりつけ医の確認をいただいてからご利用ください。
5. 以下の場合は、事業所からの通知の上契約を解除します。

職員や他のサービス利用者に対する著しい迷惑行為のために、サービスを継続することが困難な場合。
6. 業務の都合等により、サービスの利用をおことわりする場合がございます。その際は、他の訪問型サービス事業を実施する事業者をご紹介します。

(13) 緊急時等における対応

サービスご利用時に、疾病その他により緊急の対応を要する場合は、事前にお伺いした

かかりつけ医に受診するか、それによりがたい場合は他の医療機関に受診させていただきます。

(14) 感染症および食中毒の発生、まん延防止に向けた体制等

事業所内において感染症及び食中毒が発生、まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症および食中毒の予防、まん延防止のための指針に沿って迅速な対応を図ります。
- (2) 事業所は感染症予防・まん延防止委員会を設置し、委員会を必要時に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する場合があります。
- (3) 職員に対し年2回以上の研修及び訓練、新任職員に対する研修を実施します。

(15) 身体拘束等の適正化に向けた体制等

事業所は身体拘束等の適正化に向け、本条各号に定める事項を実施します。

- (1) 事業所は身体拘束適正化委員会を設置します。
- (2) 身体拘束適正化委員会は、身体拘束の適正化の推進のために以下の取り組みを行います。
 - 施設内の身体拘束適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
 - 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
 - 身体拘束を実施した場合の解除の検討
 - 身体拘束適正化に関する職員全体への周知
 - 身体拘束適正化に関する研修の企画及び運営

なお、本委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する場合があります。

- (3) 職員に対し年2回以上の研修を実施します。
- (4) 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないことによるリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の例外三要件の全てを満たした場合のみ、本人又はご家族への説明同意を得て行います。
また身体拘束を行う場合は、その状況について経過記録を行いできるだけ早期に拘束解除すべく努力します。

(16) 虐待防止に向けた体制等

事業所は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施します。

- (1) 事業所は虐待防止委員会を設置します。
- (2) 虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行います。なお、本虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、

テレビ会議システムを用いて実施する場合があります。

- (3) 職員に対し年2回以上の研修を実施します。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、事業所は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

(17) サービス提供中の事故について

- (1) サービス提供中に事故が発生した場合は、ご家族・担当ケアマネージャー・保険者に報告し、速やかに適切な処置をとらせていただきます。その際、当方の責に帰すべき事由がある場合は、当方が加入している損害賠償責任保険等により補償いたします。また、事故発生防止及び再発防止のために、事故報告に基づき事業所内で発生要因を分析し、再発防止策について従業者に周知します。
- (2) 職員に対し年2回以上の研修及び新任職員に対する研修を実施します。

(18) 非常災害対策について

管理者は、非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救助訓練等を実施します。

- (1) 消火、避難警報その他防火に関する設備及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。
- (2) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- (3) 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定めます。

防火管理者 事務局長 下竹 歳史

(19) 事業継続計画(BCP)について

- (1) 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は職員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(20) 従業者の守秘義務について

- (1) 事業所は、利用者およびご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- (2) 事業所が得た利用者およびご家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では検束的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者またはご家族の同意をあらかじめ書面により得ることとします。

(21) 従業者の資質向上について

職員に対して研修の機会を与え、お客様のサービス向上及び職員の資質の向上を図ります。

(22) 就業環境の確保

事業所は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

(23) サービス内容に関する相談・苦情

ホームヘルプサービスみそのが提供するサービス事業に関する相談・苦情は、以下のところで受け付けます。

なお、苦情解決の手順は別紙のとおりです。

| | |
|--------------------|---|
| 当事業所の相談・苦情窓口 | 電話 082-434-0455 FAX 082-434-0465 文書 〒739-2111 東広島市高屋町高屋堀3486番地 ホームヘルプサービス苑 Eメール main@misonoryo.com 担当者 サービス提供責任者 大西 淑子 |
| 第三者委員 | 貞森 良範（地域代表） 近藤 一也（法人監事） |
| 保険者である市町村の介護保険担当窓口 | 東広島介護保険課 東広島西条栄町8-29 電話082-420-0937 |

(24) 当法人が運営する他の事業

| 事業所名 | 事業の種類 |
|------------------|--------------------------------|
| 特別養護老人ホーム御菌寮 | 空床型短期入所生活介護 空床型介護予防短期入所生活介護 |
| みその寮ショートステイサービス | 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 |
| デイサービスセンターみその | 通所介護 第1号通所事業・通所型サービスA |
| ホームヘルプサービスみその | 訪問介護 第1号訪問事業 |
| 在宅介護支援センターみその | 居宅介護支援 介護予防支援・第1号介護予防支援 |
| 東広島市高屋地域包括支援センター | 包括的支援事業（市委託業務） 介護予防支援 |